

社会福祉法人初穂会
役員及び評議員の報酬並びに
費用弁償に関する規程

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人初穂会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事会に出席した理事及び監事に対して、別表1に基づく報酬及び費用弁済を支給することが出来る。

- 2 評議員会に出席した評議員及び役員に対して別表1に基づく報酬及び費用弁済を支給することが出来る。
- 3 支給方法は、出席の都度、現金にて支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表第2に定める額
- (2)賞与については、別表第5に定める額
- (3)退職手当については、別表第6に定める算式により算出される額
- (4)通勤手当については、職員給与規程第20条の規定に準ずる額
- (5)常勤役員が会議に出席又は職務のため出張したときは、別表3及び出張旅費規程に定める旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(非常勤役員・評議員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員・評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表第2に定める額
- (2)非常勤役員・評議員が会議に出席又は職務のため出張をしたときは、別表3及び出張旅費規程に定める旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。
- (3)非常勤役員・評議員の職務の為とは、法人運営上必要な事項及び法人主宰のイベント等に参加する等の行為で、理事長の承認によるものとする。

※但し、評議員は法人の業務執行に該当する行為は行ってはならない。

(4) 非常勤役員においても、理事長職就任中は、責任の負担に応じ、別表4の役員報酬を支給する。別表4の報酬段階は、理事会にて決定する。当該理事長は、別表1の役員報酬は支給しない。別表1の費用の弁済に関してはその限りではない。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。
 - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席又は、職務のため出張した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程を改定する場合は、評議員会の決議を経なければならない。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年12月16日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和元年10月6日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和2年3月31日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和2年7月20日(評議員会の議決日)から施行する。

役員等報酬規程別表 1

名称	報酬	費用弁済
理 事 会	日額 10,000 円 ※税別	公共交通機関実費額を支給
評 議 員 会	日額 10,000 円 ※税別	公共交通機関実費額を支給

役員等報酬規程別表 2

名称	報酬	費用弁済
理 事 長	月額 700,000 円までの範囲内	給与規程第 20 条により支給
業 務 執 行 理 事	月額 400,000 円までの範囲内	給与規程第 20 条により支給
その他の理事及び監事・評議員	半日 5,000 円※税別 日額 10,000 円※税別	公共交通機関実費額を支給

(別表 2 注釈)

※業務執行理事を定めた場合の報酬額は、実際の雇用条件及び職務内容から別表 2 の額内別表 4 に則り、評議員会にてその都度定める。

その他の理事及び監事の報酬は月額 100,000 円を上限とし、これを超える場合は、超過する報酬は支給しない。

役員等報酬規程別表 3

報酬	旅費
日額 10,000 円※税別	「旅費規程」による

役員等報酬規程別表 4 (理事長及び業務執行理事の報酬)

	月額		月額
1	180,000 円	15	460,000 円
2	200,000 円	16	480,000 円
3	220,000 円	17	500,000 円
4	240,000 円	18	520,000 円
5	260,000 円	19	540,000 円
6	280,000 円	20	560,000 円
7	300,000 円	21	580,000 円
8	320,000 円	22	600,000 円
9	340,000 円	23	620,000 円
10	360,000 円	24	640,000 円

11	380,000 円	25	660,000 円
12	400,000 円	26	680,000 円
13	420,000 円	27	700,000 円
14	440,000 円		

役員等報酬規程別表 5 (常勤役員等の賞与)

年間総支給額の上限を報酬月額の3か月分として支給する。

※ただし、法人及び施設等の業績等によっては支給しないことがある。

役員等報酬規程別表 6 (理事長及び業務執行理事の退職金)

理事長 退任の日におけるその者の報酬月額×就任期間×係数①

任期間	係数①
1年以上10年以下の期間	1年につき100分の80
11年以上20年以下の期間	1年につき100分の90
21年以上	1年につき100分の100

業務執行理事退任の日におけるその者の報酬月額×就任期間×係数②

就任期間	係数②
1年以上 5年以下の期間	1年につき100分の60
6年以上10年以下の期間	1年につき100分の75
11年以上19年以下の期間	1年につき100分の80

※就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月までの月数とする。

就任期間に 1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。